

## 【パブリックコメント結果】丸森町空家等対策計画(案)に関する御意見の内容と町の考え方

1 実施期間 令和7年1月27日（月）～令和7年2月17日（月）

2 意見数 3人 10件

3 御意見の内容と町の考え方（回答）

No.	御意見の内容	町の考え方（回答）
1	アンケート調査は、興味ぶかかった ただ、今までの空き家バンクでの実績が知りたい	空き家バンクの実績については、これまで議会の決算審査特別委員会等に示してきました。町民のみなさんにも提示できるようにしていきたいと考えます。
2	移住者へ空き家バンクを紹介する上で町の情報はハードルが高い。例えば栃木市の空き家バンク、住所、学校から〇〇キロというように開かれている。これだと移住希望者が選びやすい。持ち主は高く売りたいと言ふことで「応相談」としているが、解体費用に300万かかることを考えれば、安くてもプラスで売れればとかんがえることも大切かも。 町の長期計画に沿って考えると、地区の中心付近の空き家を紹介したほうが良いのでは。電気、町の水道が通っている家。そうしないと井戸を掘るのに補助を出すようになってしまふ。	空き家バンク運営の参考にさせていただきます。 中心部から離れた空き家を希望される方もいらっしゃいますので、空き家バンクに登録できる空き家はこれまで通り町内全地区とします。
3	空き家等を移住、町民定住に ＊単身高齢者や高齢者世帯が買い物、郵便局、病院、銀行などを利用して自立して暮らし続けるためには、「住み替え」ができるシステムが必要なのではないかと思う。 中心部に賃貸住宅を借りようとして断られた、という話を聞いた。（全国的にそうだが） 高齢者が広い家を手放し暮らしやすいコンパクトな家へ、子育て世代や広いスペースを生かしたい人が広い家へ住み替えることができたらよいのでは？ ちなみに私も農業をやめたらこの家は使いこなせそうもない。高齢者だって、町内に住み続けたいはずだ。	これまで、まるもり移住・定住サポートセンターには住み替えに関する空き家の相談を受けてきました。しかし、希望する物件が見つからず紹介まで至らないことが多く、高齢者の希望に沿った物件を見つけることは容易ではありません。住まいへの困りごとを感じている高齢者には、地域の中で安心して生活できるように引き続き必要な情報提供を行いながら支援していきます。

## 【パブリックコメント結果】丸森町空家等対策計画(案)に関する御意見の内容と町の考え方

No.	御意見の内容	町の考え方（回答）
4	対象地域は町内全域、とあるが今後ライフラインなどのメンテナンスに国や県から予算が付きにくくなる可能性があることを考えた時、各地区で話し合って「どこに集約していくか」を決めてもらう方が現実的だと思う。	今回は町の空家等対策に関する計画のため、ライフラインの維持については別途検討していきます。
5	高齢者世帯（単身含む）が自分から相談に行くことは難しいのでは？今後、家をどうしていくかを確実に把握するためには、対面での聞き取り調査が必要だと思う。 行政区長、民生委員、まちづくりセンター（業務外？？？）などにお願いし意向を確認しては？ それを機会に子どもと話し合うことができるのではないか？	参考にさせていただきます。
6	丸森町で空き家を修繕し移住希望者に活用 → そこまで経費をかける必要があるだろうか？ 所有者はまず家を空の状態にするだけでも手間とたくさんのお金がかかるので、自力でできない人が多いはず。 そこから町がやることになるとしたら（家周りのごみの処分も）、いったい何軒の空き家を準備できるのだろう。 修繕は移住者が自分でする、が町民とのバランスを考えれば妥当ではないか。  だれでも軽トラックを持っているわけではなく、ごみの処分は慣れない土地では大変なので（実家仕舞いで痛感）、空にするところまでやる方が親切だとは思う。	町が空き家を修繕し移住希望者に貸し出す事業は人口減少対策の一つとして実施します。 家財道具等の処分については、空家利活用促進支援事業補助金の中で、家財道具等処分・清掃支援事業として補助率1/2、補助限度額20万円で実施しています。
7	数値目標について 令和5年度（実測値）→5年度時点の累計値か5年度単年の数値か 令和10年度（目標値）→10年度迄の累計数値か 単年か累計か明確に表示すべき	累計値か単年度の値かを示していない項目がありました。全ての項目に表記することとします。

## 【パブリックコメント結果】丸森町空家等対策計画(案)に関する御意見の内容と町の考え方

No.	御意見の内容	町の考え方（回答）
8	<p>特定空家等に対する措置について      [1] 助言・指導から [3] 命令を経て [4] 代執行になるが、費用は義務者からは、当然であるが、ここが一番の問題点である      ↓      解決策に良い知恵が浮かばないのでは？</p>	<p>代執行に要した費用の徴収については、国税滞納処分の例による強制徴収が認められており、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有します。      特定空家等がもたらす問題の解決等に向けては、財産管理制度の活用も含めて、空家等に関する法律だけではなく多方面から検討していきます。</p>
9	<p>[1] 財産管理制度を活用した措置について      不在者財産管理制度、等々の制度を活用して検討する      ↓      本案では説明を避けてるようだが、一般人には制度も分からず理解しにくい</p>	<p>財産管理制度は、空家等の所有者が不明である場合など、一定の条件を満たす場合に、利害関係人等の請求により裁判所が選任した財産管理人に、財産又は土地若しくは建物の管理や処分を行わせる制度です。      以上の文章を、丸森町空家等対策計画18頁に追記します。</p>
10	<p>空家（空き敷地を含む）の、義務者の所在、氏名、連絡先を、地元の行政区には、個人情報保護法を盾にしないで、開示してほしい      ↓      遠隔地に住所があると、連絡もできない（役場の協力が必須）</p>	<p>所有者情報の提供については、今後検討していきたいと考えます。行政区での取り扱い方法についても、一緒に考えていくべきだと思います。</p>